

## 安心と信頼。

### ～お客さまに選ばれる代理店を目指して～

#### ご挨拶

皆さまには、時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「独立行政法人福祉医療機構 福祉貸付特約火災保険制度」は平成6年7月以来お陰さまで順調に取扱いが拡大し、契約件数約11,100件、保有契約高(総火災保険金額)は4.8兆円の規模まで達することとなりました。

昨年は5月に全てのご契約者さまを対象とした「特約火災保険アンケート」を実施し、そのご意見を参考とし10月に特約火災保険改定を行い、少しでも皆さまにご満足いただける新商品・サービスのご提供に努めているところです。

ところで、弊社は去る6月17日に創立25年を迎えることができました。これもひとえに皆さま方のご愛顧の賜物と心より御礼申し上げます。

これを機に今般弊社では、ご利用いただいている特約火災保険に関連する情報として、新たに『オ・ア・シ・ス通信』を発行する運びとなりました。

今後は商品・各種サービス・保険事故に対する情報、社会福祉法人向けのコラム、特約火災保険のワンポイントアドバイス等の情報を定期的に発信させていただく所存です。この『オ・ア・シ・ス通信』が多少なりとも皆さまのお役に立てれば誠に幸甚です。

今後とも変わらぬご支援を賜りますよう何卒宜しくお願い申し上げます。

株式会社福祉施設共済会 代表取締役 藤崎 誠一

#### も く じ

特約火災保険NEWS .....	1
《弁護士の眼》老人ホームで起きた転倒事故 .....	2
《HOT NEWS》介護ロボットの導入がすすんでいます。.....	3
《お知らせ》被災地支援の取組みについて .....	3

# 特約火災保険NEWS

『平成30年7月豪雨』により被災された皆さまに  
心よりお見舞い申し上げます。

## 平成30年7月豪雨について

- 7/6から7/8までに西日本を中心に記録的な豪雨が襲い、平成で最悪の被害をもたらしました。
- 大雨特別警報が広島県、岡山県などに発表され、死者220人、行方不明9人、避難者10,862人、河川による浸水家屋数31,100戸、土砂災害1,464件(7/30現在)といった未曾有の被害となりました。



## 今回豪雨の特徴

- 今回の記録的な豪雨をもたらしたのは、積乱雲が帯状に連なる「線状降水帯」が同じ場所で重なって発生したことが原因です。こうした現象は「条件がそろえば至る場所で同時多発的に発生する」と言われており、今後、どこの地域でも警戒、対策を講じる必要があります。

### ① ハード面の備え

- 浸水対策として、エントランスに止水板を設置、排水ポンプや浸水センターの設置、土嚢の用意等の対策を講じることで、少しでも損害の拡大を防止することが可能です。
- また、ハザードマップの確認、避難方法などの事前対策が必要です。弊社では、土砂災害・水害・落雷・地震の各リスク情報を「自然災害リスクマップ」としてご契約者さまに提供しています。



### ② ソフト面の備え

- ご加入の「火災保険」が水害に対して補償されているか、今一度ご確認ください。

「自然災害リスクマップ」作成のご要望、あるいは契約内容についてのご照会等、  
何なりとお気軽に弊社までお問合せください。

## 保険金お支払い状況

★「火災」事故のみならず、「落雷」や台風・大雨による「風水害」の事故が多く発生しています。

特に『特約火災保険』では落雷事故の支払いが多発しています。

落雷事故は、自動火災報知器、電話交換機、パソコン、空調機等の被害に繋がりますので、設備・什器類の付保漏れにご注意ください。

年度	支払保険金	支払件数	事故形態別件数			
			火災	落雷	風水害	その他
平成25年度	4億5,670万円	626	12	273	94	247
平成26年度	6億4,405万円	751	13	265	108	365
平成27年度	7億2,634万円	635	8	142	213	272
平成28年度	4億3,248万円	530	6	187	147	190
平成29年度	5億2,210万円	602	13	200	129	260

## ワンポイントアドバイス

★屋外設備の付保漏れにご注意ください!

付保対象としていない場合補償されません。(例) 受変電設備・自家発電装置・受水槽等

★建物本体から離れて屋外に独立して設置されている屋外設備の有無をご確認ください。



# 弁護士の 眼

## 老人ホームで起きた転倒事故

法律事務所おかげさま

弁護士 外岡 潤(そとおか じゅん)

### ◆プロフィール

東京大学法学部卒。09年、介護・福祉のトラブル解決を専門とする「法律事務所おかげさま」を巣鴨に開設。転倒・誤嚥等の介護事故を数多く手がけ、年間100件以上のセミナーをこなす。著書に「裁判例から学ぶ介護事故対応」(第一法規)等多数。



介護弁護士の外岡です。介護や障害の現場で起きるトラブル解決を専門としています。今回は介護施設等で起きる利用者の転倒事故を取り上げます。

施設側に転倒事故に関する法的責任(賠償義務)が認められるかについては「過失」の有無が主要な争点となりますが、これはその事故が現場において事前に「具体的に起こることが予見(=予想)できたか」否かで判断されます。「**具体的予見可能性**」という言葉がキーワードとなるので、覚えておかれると良いでしょう。では早速、利用者側から受けた相談事例をみていきましょう。

### 責任転化のメカニズム



### 事例

老人ホームに入居していたパーキンソン病の父が、居室に一人にいるときにベッドから立ち上がり転倒・植物状態に。既に弁護士を立て施設運営法人を訴え佳境に入っているが、旗色が悪いのでセカンドオピニオンが欲しい。

### 弁護士の眼

当該事故が「それと同じ態様で」起こる兆候(サイン)が事前にどれだけあったのかに注目し記録をチェックします。

#### ①事故から1年ほど前の入居時アセスメント

歩行は「自立」だが、歩行器が必要な場合もある。半年後には体調が悪化し、日中は車椅子を使うようになったが、それ以外はベッド脇に歩行器を置き、トイレなどは一人で歩いて行く。

#### ②介護日誌

事故の2週間前から、転倒が複数回現れていた。家族によれば、「担当医から薬の減量を指示されたにも拘わらず、施設がこれに応じなかったため、薬の影響でふらつきが増した。」とのこと。

#### ③事故前日のエピソード

ある職員が、居室前を通りかかったとき、「半開きのドアの向こうで当該利用者が立ち上がり、足踏みをしていた」という報告が事故後になされた。ところがそのことは、介護日誌には記録されていなかった。職員によれば

「日々起こる細かなことなので、逐一全てを記録することはできない。」とのこと。

裁判での主張は、「その事実はユニットリーダーに申し伝えられ、他職員も転倒のリスクを十分把握していた。よって本件転倒には予見可能性が十分認められ、被告(施設)は賠償義務を負う。」というものでした。しかし担当裁判官は、家族側のこの主張にあまり理解を示さないようで、少額での和解を勧められたということです。

### 結論

率直な感想は「これらの事情を総合しても、本件態様での事故が具体的に予見可能であったとは言えない」というものです。つまり、家族には気の毒ですが施設側に責任は無いという結論です。

これまで何件も訴訟を手掛けてきましたが、その経験から、「予見可能性というものは、その態様が相当な回数繰り返され、このままでは怪我に至るということが明らかでない限り認められないものだ」という感覚があります。

この裁判で、家族側は「転倒予防のためにセンサーマットを導入すべきだった」と主張していました。前にいた病院では実際に用い、何かあればナースが駆け付けて補助していたそうです。

ですが、全ての記録を読み返しても、センサーマット導入に関する議論やコメントは見つかりませんでした。ということは「当時、本件のような事故を防ぐためにセンサーマットが有効であるとは誰も考えていなかった」、すなわち「本件事故を予防する具体的な方法ではなかった」ということとなります。

これが、もし協議の結果マットを設置し、有効性が認められたにも拘わらず、事故当日職員がスイッチを切っていた…といった事情があれば、話は別です。「マットさえあればその態様での事故を予防できた可能性が高い」ということになり、これを怠った施設側の過失が強く推定されます。

現場での転倒事故は悩ましい問題ですが、裁判所も施設に無理難題を押し付けるものではありません。現実に行えることを大切に、そして記録を常に意識して事故予防に努めたいものです。

以上





# 介護ロボットの導入がすすんでいます。

平成30年度の介護報酬改定では、ロボットを導入して職員の負担を軽くする事業所に対して介護報酬が加算されることになりました。独立行政法人福祉医療機構では平成29年度に「介護施設等における介護ロボット・ICTの導入等に伴う無担保貸付限度額」を3,000万円まで拡大する等、介護ロボット等導入の環境整備はすすんでいます。

## Report!

### 弊社社員が実際に介護ロボットを実体験!



#### マッスルスーツ

《弊社社員談》

この器具を装着すると、なんと20kgのケースがらくらく持ち上がりました。介護職の方の腰痛予防・対策には効果がありそうです。

装着も手間取らずスムーズにでき、忙しい職員にもとても使い勝手が良いと思いました。



#### 移乗アシストロボ

《弊社社員談》

ベッドと車いすの移乗をアシストするロボット。腕が固定され、まったく自力で起き上がれない状態でベッドに横たわりましたが、ロボットが自動的に車イスへ乗せてくれました。

身体の不自由な利用者にとってはとても画期的なロボです。職員の腰痛対策にも効果的だと思います。

#### 社員の感想

これらのロボットの他、コミュニケーションロボット、服薬・排せつ支援ロボットなど多様な介護ロボットがあるので驚きました。今後、ますます社会福祉法人で介護ロボット・ICTが拡大し、介護現場の環境改善等に活用されることが期待されます。

※この介護ロボット体験は、平成30年1月24日開催された『AD介護EXPO IN恵比寿』（主催：あいおいニッセイ同和損保）に参加した弊社社員のレポートです。

#### 新サービスのご案内

#### 介護ロボット・ICTの導入等コンサルティング

介護現場はイノベーションを不得手としている傾向があり、補助金事業を通じた導入事例では導入の適正化に苦慮している法人が多く見受けられます。

弊社では医療・介護事業者専門コンサルタントのポスト・ヒューマン・ジャパン(株)による介護現場のイノベーションを成功させるために必要な、ボトムアップのリーダーシップ力とマネジメント等、介護ロボット・ICTの導入・活用に関する総合的なコンサルティングサービスを提供いたします。詳細は同封のチラシをご参照ください。



お知らせ

#### 被災地支援の取組みについて

★特約火災保険は「復興支援義援金付き」です。(平成29年10月契約分より実施)  
～特約火災保険は自然災害等により被害を受けた地域の復興を支援します!～

##### 【被災地支援の仕組み】

- 「福祉施設普通火災保険」、「福祉施設総合火災保険」、「福祉施設財産包括保険」をご契約いただけます。
  - 取扱代理店の福祉施設共済会が、契約件数1件につき200円を「復興支援義援金」として、日本赤十字社を通じて被災地に寄付を行います。
  - 義援金の寄付の対象となる災害は、日本赤十字社が義援金(国内義援金に限り)の受付を行う災害とします。
  - お客さまの復興支援義援金のご負担はありません。
  - 復興支援義援金は、被災地の復興支援のために活用されます。
  - 平成30年3月16日に、総額50万円を日本赤十字社を通じて第1回の義援金寄付を行いました。
- なお、今後の取組結果については弊社ホームページ(<http://www.fs-k.jp>)でご報告いたします。

お客さまからいただく保険料

福祉医療機構 福祉貸付  
特約火災保険



福祉施設共済会負担

被災地への  
「復興支援義援金」

◆「オ・ア・シ・ス通信」に関する皆さまのご意見・ご感想をお待ちしております。